

家庭科の男女共修をすすめる会

会報

'85
1月
号外

連絡先

東京都渋谷区代々木2-21-11
婦選会館内 〒151

振替 東京九一―一九一八九一

発行 一九八五年一月二二日

共修運動は新しい段階を迎えました

「家庭科教育に関する検討会議」によって、高校「家庭一般」は「男女とも」「選択必修」、中学「技術・家庭」については、「すべての生徒に共通に履修させる領域と生徒の興味・関心等に応じて履修させる領域を設けること等について検討する」という方向が出されました。けれども、新しい制度を決定するのは次の教育課程審議会ですし、その新しい制度が実施されるのはまだまだ先のことです。

新しい教育課程で共修を実現させる可能性はまだあります。そして現行の制度の中でも共修はもっとすすめられなければなりません。「差別撤廃条約」を批准するからには、条約の精神を尊重して、「すべての適当な方法により、かつ、遅滞なく、婦人に対する差別を撤廃する政策を追求」（第2条）しなければいけないのですから。これからつくられる新しい教育課程審議会に向けて、そして関係各方面に向けて、更に強力に運動をすすみましょう！
(世話人会)

本番!! 家庭科男女共修! 二・二集会

～家庭科教育に関する検討会議の報告をうけて～

報告を検討し、各地域の情報を交換し、これからの運動について話し合います。

二月二日(午後一時半～四時半) 婦選会館で。参加費五〇〇円

もくじ

共修運動は新しい段階を迎えました……	(1)
二・二集会おしらせ……	(1)
家庭科教育に関する検討会議報告……	(2)
報告を読んで……	(4)
発表の日文部省へ……	(4)
文部大臣へ要望書……	(5)
署名を文部省へ……	(6)
世話人会報告……	(6)
男性世話人五名に……	(7)
いろいろな集会から……	(7)
国連婦人の十年世界会議に向けての 全国会議……	(7)
21世紀サロンシンポジウム……	(8)
家政学会に呼ばれて……	(8)
超教審in東京……	(8)
連絡会報告……	(9)
家庭科共修、マスコミでは……	(10)
長谷川三千子氏の論文をめぐって……	(11)
会員からのおしらせ……	(12)
臨教審へ意見を……	(12)

★署名は至急事務局へ郵送してください。

「方向」が出ました!

家庭科教育に関する 検討会議の報告

六月に発足した「家庭科教育に関する検討会議」は、「年内を目途に」と言っていた通り、十二月十九日に検討結果を発表しました。「検討会議」はこれですべての仕事を終り、事実上解散しました。

要旨は新聞、放送ですでご存じと思いますが、ここに報告の全文を掲載します。

今後の家庭科教育の

在り方について(報告)

(全文)

昭和59年12月19日
家庭科教育に関する検討会議

昭和54年の第34回国連総会で採択された「婦人に対するあらゆる差別の撤廃に関する条約」に対し、我が国は昭和55年7月に署名

を行い、現在、「国連婦人の10年」最終年である昭和60年までに、この条約の批准ができるよう国内法制等諸条件の整備を進めており、この条約の教育に関する条項との関係で、家庭科の履修の在り方について検討することが要請されている。

このため、本検討会議においては、現行の高等学校「家庭一般」の履修の在り方及びそれとの関連で中学校の「技術・家庭」の在り方について、昭和59年6月18日の第1回会議以来、8回にわたり検討を行ってきた。その間には、2度にわたり各方面の関係者から参考意見を聴取し、また、学校視察を行った。その結果、下記のような成案を得たので報告する。本検討会議は、文部省が、この報告の趣旨に従って、今後教育課程の基準の改正の際に、適切な改善のための措置をとるよう希望する。

記

I 基本的な考え方

高等学校の「家庭一般」の履修の在り方及びそれとの関連で中学校の「技術・家庭」の在り方を考えるに当たっては、次の諸点に留

意して検討を進めた。

1 学校教育において、家庭科教育がこれまで果たしてきた重要な役割にかんがみ、今後その一層の充実を図るためには、家庭科教育を小学校、中学校及び高等学校の全体を通して総合的に考えることが必要である。これまでも、教育課程の改訂に際しては、小学校、中学校及び高等学校の教育の一貫性については十分留意されてきたところであるが、家庭科教育の検討に当たって、改めて学校段階別の教育内容の構成等を見直すことが必要である。その際、小学校、中学校においては家庭生活に係る基礎的・基本的な内容を充実し、高等学校においては、発展的な内容を総合的に取り扱うことなどを考える必要がある。

2 家庭科教育は、他教科との関連が深く、これまでも他教科との整合性を踏まえて教育内容の充実が図られてきたところであるが、時代の進展に伴う家庭生活や社会生活の変化に対応して、家庭科の教育内容も見直すことが必要である。その際、家庭生活に必要な新しい知識や技術などを取り入れていくとともに、実践的な学習を重視し、家庭環境の変化を踏まえて家庭生活を営み

その充実向上を図ることのできる能力や実践的な態度などを育てることが必要である。

3 学校における家庭科教育と社会教育や家庭教育との関係に留意し、それぞれの場における教育の分担と連携を図る必要がある。近年、家庭における教育機能が弱体化し、基本的な生活習慣や生活技能が身に付いていない児童・生徒の増加が指摘されている。このような現状からみて、学校教育の中で家庭科教育を充実させるとともに、学校から家庭に働きかけて、家庭の教育力の活性化を図ることが必要であろう。

4 現在、我が国では、学校教育制度の画一的な性格について見直しが必要されており、特に高等学校において、近年、社会の変化や生徒の能力・適性等の多様化に対応して、教育課程の多様化・弾力化の必要性が指摘されている。家庭科の履修の在り方を考えるに当たっても、これらのことに留意する必要がある。

5 なお、高等学校「家庭一般」が、我が国の歴史と伝統の上に立ち、多くの国民の同意を得て、女子教育や母性教育のうえで大きな役割を果たしてきたことにかんがみ、今後ともこのことに十分留意すべきであるとの指摘があった。また、男女が協力して家庭生活を築いていくという観点から家庭

科教育の内容を見直し、男女共に学べる内容に改善すべきであるとの指摘もあった。

II 家庭科の履修の取扱い等

上記Iの基本的な考え方に基づいて、本検討会議では、家庭科の履修の取扱い等につき、以下のようにすることが適当であると考える。

- 1 高等学校「家庭一般」の履修形態については、小学校及び中学校における家庭科に関する教育の上に立ち、生徒の多様な能力・適性、興味・関心等に対応することなども考慮し、男女とも、「家庭一般」を含めた特定の科目の中から、いずれかの科目を必ず履修させること(以下「選択必修」という)が適当と考える。この場合、以下の方法が考えられるが、いずれの方法を採用するかは、高等学校の教育課程の全体的な在り方の中で考える必要がある。今後、教育課程審議会での審議にゆだねたい。
 - (1) 現行の「家庭一般」のほかに、例えば、衣・食・住及び保育などの内容のいずれかに重点を置いたり、家庭生活に必要な知識・技術に重点を置いたりした新しいタイプの家庭に関する科目をいくつか設け、その組合せの中からいずれかの科目
- 2 上記いずれの場合も、我が国の歴史や伝統を踏まえ、家庭科教育の重要性にかんがみ、今後とも家庭科教育が十分に行われるような配慮が必要であり、教育課程編成に際しこのことを十分留意すべきである。
 - (2) 「家庭一般」と他教科の科目を組合せ、その中からいずれかの科目を選択必修させる方法。
- 3 中学校の技術・家庭科教育については、男女相互の理解と協力の下に成り立つ家庭や社会における生活の向上を図るために必要な能力と実践的な態度を育てることが大切であり、一層の充実を図る必要がある。技術・家庭科の履修の取扱いについては、高等学校における家庭科の内容、履修の在り方との関連を考慮しつつ、例えば、すべての生徒に共通に履修させる領域と生徒の興味・関心等に応じて履修させる領域を設けること等について検討する必要がある。
- 4 なお、今後、高等学校及び中学校における家庭科教育の在り方との関連で、小学校における家庭科教育についても、改善充実の方向で検討する必要がある。

「今後の家庭科教育の 在り方について(報告)」 を読んで

半田たつ子

一、差別撤廃条約は、「社会及び家庭における男子の伝統的役割及び婦人の役割の変更が、男女間の完全な平等の達成に必要なものであることを認識し」「婦人に対するあらゆる形態及び形象の差別を撤廃するために必要な措置をとることを決意して」「協定した」(前文)ものである。

第10条では(ロ)項「同一の教育課程」とともに(イ)項で「教育のすべての段階及びあらゆる形態における男女の役割についての定型化された概念の撤廃」を規定している。

このたびの「報告」は、第10条(ロ)項にかかわる問題しか検討していない。条約批准のために設置された「会議」でありながら、条約の精神を理解していない。

二、「家庭科教育に関する検討会議」の名を冠しながら、家庭科とはどういう教育を行う教科であるか論議を尽くしていない。専門委員によって半年検討を重ねたにもかかわらず、両論併記。しかも、教育課程審議会に「報告

の趣旨に従って」「適切な改善のための措置をとるよう」任せたのは無責任である。

特に(2)は、条約の理念に反するばかりでなく、家庭科の教育的意義を極めて低くとらえている。にもかかわらず「重要性にかんがみ、今後とも家庭科教育が十分に行われるような配慮が必要」とは、どういう意味なのか。

家庭科は「女子教育や母性教育のうえで」重要なのか、「男女が協力して家庭生活を築いていくという観点から」重要なのか。会議は両面の指摘が(も)あったと記すだけで、会議の見解を述べていない。いったい何を「検討」したのか。

三、私たちの会は、男女の別なく生活者としての力をつけ、男女の協力で家庭を営み、伝統的な性別役割分担を変えるために、十年來共修運動を展開してきた。理解者は広がり家庭科男女共修を願う声は、各種の調査でも多数を占めるに至った。

しかるに文部省は「家庭科の女子のみ必修は、わが国において女性が家庭責任をになう現状に対応した教育的配慮」と言い張り、耳を貸さなかった。各方面からの要請に、ようやく検討会議を設置したもの、著しい立ち遅れが、検討会議に合意を生むまでの期間を与えなかった。文部省は、この重大な誤りを認識すべきである。

四、数多の不満は残るが、家庭科女子必修は終焉を告げた。男女共修にふさわしい家庭科の内容をつくり上げること、男女共修早期実現をめざして一層強力な運動を展開することなど、大きな課題が残されている。

家庭科の男女共修運動は、今新しい地平に立つ。

発表の日、文部省へ

十二月十八日、報告の内容がわかったので緊急世話人会を開いて報告に対する私たちの見解(次ページの一から六までと同じ)をまとめました。報告が発表される十九日、世話人七名は文部省記者クラブにその見解を持参しましたが、その日はいくつもの記者会見があつて皆忙がしく、記者と話し合うことはできませんでした。次に職業教育課を訪ねたところ、ここもあわただしい雰囲気でしたが、係長氏と話をすることはできました。「よくできた報告だと思えます。外務省からもほめられました」「事務局としては字句の意味の説明はできません。このまま教課審にお伝えします」「教課審がいつできるかはまだわかりません」ということでした。

(梶谷 典子)

文部大臣へ要望書

十二月二十三日の世話人会で次の要望書を決定、すぐに文部大臣あてに送りました。

要 望 書

全国の中学校・高等学校で、家庭科の男女共修を実現させることを目標に、十年余り市民運動を展開してきた本会は、家庭科教育に関する検討会議の、今後の家庭科教育の在り方について(報告)を読み、次のような見解を持った。

一、明治以降、女子教育の中心教科であつた「女子のみ必修の家庭科」に終止符をうち、中学校の技術・家庭科についても検討する方向をうち出したことは、男女平等実現への第一歩となる点で評価できる。

二、「婦人に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」の批准に必要な「男女同一の教育課程」が、中学・高校にわたつて実現する見通しができたことは、十年をこえる家庭科の男女共修をすすめる運動の成果であり、国際的な婦人解放の歴史を前進させるものとして歓迎する。

三、しかし、「報告」の文面にはあいまいな記述が多く、わたしたちの目標である

「全国の中学・高校における家庭科の男女共学・必修」が、明記されていないことは、はなはだ遺憾である。

四、また「家庭科の履修の取扱い」について、「検討会議」の意志統一ができず、その決定を教課審にゆだね、問題を今後にもちこしたことは失望する。

五、特に(2)では、教育目的の異なる他教科と組み合わせ、その中から選択必修させるという便宜的、非教育的な方向を示しているが、これでは「条約」10条(ロ)項の「男女の役割についての定型化された概念の撤廃」にそわないだけでなく「条約」の理念に反しているのを受け入れがたい。

六、わたしたちは、ひきつづき教課審に対して、家庭科の男女共修を完全に実施するよう働きかけるとともに、現行の枠内でも可能な限り共修を実践するよう運動の輪をひろげる決意である。

「検討会議」は、十二月十九日に解散したが、「検討会議」から文部省に対して「報告の趣旨に従つて、今後教育課程の基準の改正の際に、適切な改善のための措置をとるよう」の希望が出ている。条約批准が約半年後に迫った現在、文部省としては、教課審を設置するまで、報告を棚上げすることなく、「条約」の精神を積極的に生かして、「一刻も早く、家庭科の男女共学・必修を実現するために、

次のような方策を構じていただきたい。

(一) 臨時教育審議会に、生活についての教育、男女平等をすすめる教育の検討を要請すること。

(二) 教育課程審議会を、可能な限り早く設置すること。

(三) 現行の枠内でも家庭科の男女共学・必修がすすむよう、関係者に配慮をうながすこと。

四 家庭科の男女共学・必修が実施できるよう、教師の研修の機会をふやし、条件整備を急ぐこと。

(四) 時代の進展に伴う家庭生活や社会生活の変化に対応して、家庭科教育の理念や教育内容を見直し、小・中・高一貫性を持つ教科として位置づくよう、検討をすすめること。

六 中学校の技術・家庭科については、技術と家庭の二教科に分け、いずれも男女共通に履修させること。小学校の家庭科については、低学年から履修できるよう改善し、充実を図ること。

遅きに失したとはいえず、文部省が「家庭科教育に関する検討会議」を設置したことを評価する。せつかくの「報告」が、日日成長している大勢の子どもたちの上に、より早く生かされることを願うものである。

署名を文部省へ

文部大臣が新しく変わったことと、家庭科の検討会議の決論も大詰め、十一月十四日、世話人の和田、中島、石川、八島の四人で、文部省へ五千五百名の署名を持って訪ねました。

松永文部大臣には直接会って話をする事は出来ませんでした。秘書課長に会い、手渡しました。

秘書課長は、会うなり、「今、話題の家庭科をすすめる会の方ですね。」と文部省内でも盛んに家庭科について議論されている様子を話され、厚い署名用紙を受け取りました。

私たちは、是非、高校の家庭一般を男女共修にして欲しい。中学校の技術・家庭の学習領域の男女別指定を止めて欲しい等、家庭科が男にも必要だということ強調しました。それと、署名のことをかならず文部大臣に話すこと、又機会を見つけて、文部大臣に会うことを約束し、文部省を後にしました。

(八島 紀子)

〆十二月二十三日

●検討会議の報告の正式発表のあとの初めての世話人会で、出席者はいつも以上に興奮がみ。男性四人(世話人三人と会員一人)の参加もあって、新段階の運動のスタートにふさわしい雰囲気でした。

●まず十九日に文部省に行ったメンバーからその日のもようを報告(4ページ参照)、次いで検討会議の報告の反響について話し合いました。●臨教審専門委員の発表とかさなって新聞の扱いが小さかったのが残念、●NHKのニュースの扱いはよかった、●日経の記事がよかった、●一般の人の関心はあまり高くない、●共修に消極的だった現場関係者に対しては大きな効果があった、等……

●決めたこと

●号外について。内容、ページ数、発行日等
●二・二集会について。内容、タイトル、担務、参加費、ちらしをつくること等。

●検討会議の報告が共修を明記したものでないので、共修の早期実現のために新たに関係方面に働きかける。

●衆参文教委員全員に手紙を出す。

●これまで共修問題にかかわった衆参議員に面会を申し込む。

●外務省の担当者に面会を申し込む。

世話人会報告

〆十一月二日

※報告事項

●会報84号と男女共修家庭教育内容第2次試案を家庭教育に関する検討会議委員に発送する。

●和田・八島・中嶋・石川四氏が、十一月十四日、松永光新文部大臣にあいさつを兼ね署名を持参する。

●NHK「YOU」で家庭科を集めた。当会々員の森氏がゲスト出演し、現場の家庭科について説明したが、時間が短か過ぎたようだ。

●中央公論十一月号に長谷川氏文に対し、富士谷あつ子氏の堂々の反論が載りました。

※検討事項

●校長会家庭科部会が十一月十五日浦和市で大会を開く前に、話し合いを持つ方向で努力する。また、指導主事会のことは今後、八島氏が中心に調査・検討する。

●二月集会を二月二日(婦選会館)で予定。役割分担等詳細は未定。

(山下 文明)

●文部大臣あてに要望書を出す。(5ページ参照)

●署名はこれからも持って行く。(お手もとにまだありましたら事務局へお送りください)

●黄パンフの改訂版を出したい、今までに出した本よりもよわらかい一般向の本を出したい、などの話題も出ましたが、ひき続き検討します。

(梶谷 典子)

いろいろな集会から

「国連婦人の十年」世界会議に向けての全国会議に出席して

持田 ナミ

一月二三日、九段会館で開かれた表題の会に、梶谷、和田、持田の三名が出席しました。会場は、全国から集った婦人で埋めつくされ、中には婦人議員や女史の顔もありました。会議内容で心に残ったことを報告します。

高橋展子氏は、講演「国連婦人の十年世界会議に向けて」の中で、国内的には婦人のための窓口をつくり、国内行動計画を策定した

〆十二月九日

●検討委の結論も真近。そこで十二月十九日に署名をもって再度文部省へ。〆十八日臨時世話人会で作成した「検討委報告に対する見解」をもって文部省へ。

●二月二日集会は、検討会議の報告をうけての大集会に。詳細は次回に決める。

●四十八団体「中学・高校家庭科の男女共修についての申し入れ」(修正案)を承認し、十二月十日までに文部省に申し入れ予定他報告

●家政学会、やっとな共修問題にとり組む。十二月十五日樋口恵子氏をパネラーにむかえてシンポジウム開催予定。

●検討会議の報告の予想されるパターンを考えてそれに対応した会の見解を考え合った。

●会から他団体集会参加△総理府主催「国連婦人の十年」世界会議にむけての全国会議」和田、梶谷、持田参加△四十八団体「年金問題について七つの政党に聴く会」和田出席。

●85年国連婦人の十年ケニア会議に会から十一名参加の予定。ワークショップをもち、広く世界の人々に家庭科問題、男女平等教育をアピールする予定。

(芦谷 薫)

★男性世話人五名に

東京の内村章一郎さんが世話人をひきうけてくださいました。

心理学が専門でこれから家政学を勉強しようという男性。カウンセラーとして働くうち、生活の乱れと精神障害の関係が深いことがわかり、家庭生活について学習することの重要性に気づいたとのこと。

男性世話人はこれで五名になりました。

り、世論も高揚し、政府の認識も変わったが、意識や生活面については余り進んでいない。また平和についても進展していないと述べていました。

家庭科の共修については、文部省から、中学校を相互乗入れにしたこと、高校は女子必修だが内容は男子も履修出来るよう弾力性を持たせているなどの報告があり、民間活動報告の中で、河野氏から町内テレビ番組に男女共修の必要性をとりあげていました。

中村紀伊氏は「四八団体の運動の経過と活動報告」の中に、家庭科の男女共修にも触れて発表していました。

21世紀サロン(江田五月主宰)
シンポジウム

「新しい社会像と教育」

石川 由紀

会報でもすっかりおなじみの江田氏が司会のこのシンポジウムは課題統出で三十分延長の後、時間切れで幕となった。素晴らしい発言の中から、ゲストの一言づつを伝えたい。

専修大学教授・正村公宏氏「一九四六年一月の米の教育調査団は、自由は空気がやって来たことを伝えたい」と云った。個人の立場を尊ぶ、その上での国家。教育基本法の精神に立ち帰って考えて見てはどうか。」

千葉工大教授木村治美氏「臨教審での私は制度いじりでは意味がないと思っている」「技術革新のやったものはプロセスの省略、革新を中断して価値の転換を考えるのも必要」

評論家・広中和歌子氏「時代、国を問わず不変のものがある。教育の均一化から多様化へ、新しい女性像にマッチする男性への教育ということも考えていかなければ。」

教育を「教育」だけでは論じられない。社会や経済と共に考えていかなければというのがこの日の共通した意見のようでした。

十二月七日赤坂プリンスホテルで。

家政学会に呼ばれて

樋口 恵子

家庭科検討会議の結論の出る日も迫った十二月十五日、家政学会がはじめて家庭科の男女共修を含めた今後の方向のために、外部講師を招いて「ヒヤリング」の会を開きました。もちろん、いよいよ「女子のみ必修」の線が崩れることを予測しての企画のようですが、タイトルはあくまでも「家政学と家庭科教育に関するヒヤリング」。主催は家政学会とそ

の中の「家政学と家庭科教育に関する特別委員会」。

講師の顔ぶれは、私を含めて三人で、あとの二人は、国会で共修のために大いに論陣を張っている江月五月さんと、検討会議委員の一人で、日経新聞婦人家庭部長の早川克己さん。土曜日の午後いっぱい使い一人約一時間の中に質疑を含むという段取りで、江田、早川、樋口の順。残念ながら他の方のお話を伺う時間がなく、こちらもしゃべり過ぎて十分質疑の時間はありませんでしたが、男性を含め五十人ほどのメンバーが最後まで熱心に参加していました。

思いつき話してみよう

「超教審 in 東京」

半田 たつ子

日高六郎、保坂展人、山崎政人氏らが呼びかけ人となって、「超教審 in 東京」なる教育対話集が開かれました。十二月十五・十六日、町田市の桜美林大学には、教育関係者や父母、市民が約三百人余り集まり、全体会の後、28のテーマに分かれて話し合いました。テーマの中には、6. なぜさける性の問題、7. 性がちがうと何がちがうの? があり、私は7の発題者として参加しました。女四人男三人のミニ分科会。生活の中で性による差を殊更に押しつけ、枠にはめる必要が全くないにもかかわらず、学校で、家庭で、社会でいかに男女の違いを際立たせようと躍起になっているかという話題が多く出ました。

十六日には、臨教審委員の天谷直弘第一部会長が出席、「いまの教育は国家の介入が強すぎる」との立場から「制度も教育内容も、漸進的に自由度を高めていく必要がある」と発言したとのこと(この日は出席できなかった。朝日新聞十七日朝刊による)。

国際婦人年日本大会の

決議を実現するための

連絡会報告

和田 典子

A 中学・高校家庭科の男女共修についての申し入れ(つづき)

10・5全体会で作成した案文(前号既報)に対して意見が出ましたので、次のように修正して、12・10検討会議委員宛に郵送し、13日には、家庭生活問題研究会、地婦連、有権者同盟母親連絡会など代表七団体がそろって文部省に出向き、菊川職業教育課長と面会して、申し入れ書を手交しました。(和田も参加)

前文要旨「見直しにあたっては、あくまでも「条約」特にその前文及び第10条(a)(b)(c)項の理念に則り、左記事項をもちこむこと」

一、(原案のまま)

二、修正文↓男女を問わず、すべての子ども青年に、家族、家庭生活に関する教育と職業、労働に関する教育を保障するため、家庭

科及び技術、職業教育の中学・高校での男女共修を実現すること。

(原案の具体的措置をとり下げ、右の線で合意しました)

宛先は、文部大臣、検討会議座長、初局長ほか関係方面です。

B 「検討会議」報告のヒアリング

12月19日発表の「報告」について関係者に解説してもらう機会を、近日中に設ける予定。

C 労基研中間報告に対する申し入れ

10・5のヒアリングを受けて、四八団体としての労働省に対する申し入れ案について、12・6に検討し、決定しました(要点左記)。

一、「週の労働時間を短縮し一日の労働時間を弾力化する」との報告骨子にそって「一日9時間、一週45時間」が示されているがこれは容認できない。(労基法の基本精神に背き、女性が働き続けることを困難にする)

二、週40時間、週休2日、有給休暇の拡大を基本にすべきである。

D 年金問題について七政党との意見交換会

(84・12・6、参議院議員会館にて)

曾根田郁夫(自) 金子みつ(社) 大橋敏雄

(公) 栗林卓司(民) 吉川春子(共) 江田五月(社民) 小杉隆(自) の順で、与党からは改訂の趣旨、野党側からは改正案の問題点が指摘され、修正案が示されました。

給付レベルの引き下げ、給付年令の引きあげ、保険料の引き上げなど改革法案は改善であるとの野党見解は一致。共産党は国庫負担をふやし、企業負担の比率を高めよと要求しました。

48団体は、さる1月7日、年金制度について要望事項を申し入れましたが、その点についての配慮はほとんどみられませんでした。

E 児童扶養手当改正案についてのヒアリング

11・9、厚生省の桜井正人担当官から改正点について説明を受け質疑を行いました。案は、未婚の母を除外、支給期間の短縮、所得制限の強化、自治体に2割負担させる、など「条約」理念にたらずとも疑義があり、連絡会としての意見をとりまとめ、申し入れ案文を作成中です。

F 一九八五年、国連婦人の10年

日本大会

日程 ↓ 一九八五年十一月二十二日
会場 ↓ 日比谷公会堂

家庭科共修、

マスコミでは

中嶋 里美

十月二十六日NHKの朝のニュースワイドの東京ローカルの時間に、六分間共修問題が取り上げられた。長野県の須坂高校と東京の明星学園の共修の授業風景が写され、生徒の生の声は男女共修に肯定的であった。十月二十日の集会「共修と平等法は車の両輪」の風景や、桜井隆道さんと半田たつ子さんへのインタビューもあり、短時間ながら中味の濃い番組であった。

◎

十一月十、十一、十二日と東京新聞の家庭欄は共修をめぐる特集を組んだ。第一回が「共修をめぐる二つの意見」で「共修推進派」の芦谷薫さんと「現状維持派」の桜井隆道さんの意見が載った。ビデオを使ってカメラの生産過程をみせ、添加物が大量に投入される事実を生徒にみせたりする芦谷さんは「高校家庭科は女子のみ必修で性別役割分業を強めてきた罪深い科目」と主張。一方桜井さんは「男女共選択にでもなったら」

女子でも二割ぐらいしかとらなくなり、日本の家庭は大変になってしまふ。女子が家庭科をやらなくなったらアメリカ並の家庭崩壊が起る。差別撤廃条約のからみで外務省が文部省にいろいろ言っているのは越権行為」と主張。

第二回は都立農産高校の高月佳子先生の新聞記事を教材とした「家族・家庭の現状と問題点」の授業風景や生徒の共修への考え方が述べられており、共修は当然とするものが圧倒的に多かった。第三回は十月二十七日の「男たちも訴える男女共修」と取材したものであった。続いて同新聞の「発言」欄に三つの投書が載せられて男女共に必要という女子高生生の意見と男子に家庭科は不要という六〇代後半の男性のものが二つあった。

◎

全国婦人新聞も十一月十日の紙面で行動を起す女たちの集会と共修をすすめる会の集会を大きく取扱ってくれた。

◎

女の新聞「クロワッサン」十二月二十五日号では第一頁の「私の言いたいこと」に半田たつ子さんのインタビューがのり、見出しに「男と女のありようと生活そのものを問い直すために家庭科の男女共修は必要です」と

あった。

◎

十九日に「家庭科教育検討会議」は最終報告をまとめたが、当日はNHKの夜七時のニュースで二番目に報じられ、ニュースセンター九時でも斉藤宏保記者が報告していた。斉藤記者が検討委員十六名中男女共修派が二人。女子のみ主張派が半数の中で委員会の報告は難産であったと語っていた。

二十日の朝刊では各紙とも報告の内容を報道したが、両論併記の問題や最終決定は教育課程審議会にゆだねられるので「女子のみ必修」の改変は早くても六、七年後になることの指摘や、条約批准のためにつじつまを合わせた感がある等を述べていた。各紙の見出しは次の通り。「女子のみ必修は廃止—高校家庭科で報告」

（朝日）、「女子も選択必修に」（東京）、「女子だけ必修」改める、具体策は二案併記」（読売）読売は「解説のページ」に「結論なき」高校家庭科「報告」として男女平等の論議の発展を期待していた人には不満であろうと結んでいた。毎日「女子のみ」の枠外す」の見出しで私達の会の見解もせてくれた。二十二日朝日夕刊「かたえくぼ」には「自然と身につくものもあるがと単身赴任族。またうやむやになった、家庭科の男子必修。」とあった。

長谷川三千子氏 「男女雇用平等法」 は文化の生態系を破壊 する」をめぐる

駒野 陽子

先の会報で紹介した埼玉大助教授、長谷川三千子氏の意見に、中央公論が反論・再反論を掲載して、論争を展開している。

それぞれの筆者の意見が論理的にかみ合っている、とは言い難いが、今国会で男女雇用機会均等法が継続審議になるところだし、ひととおり論争の後を追ってみよう。

五月号で、長谷川氏は、婦人差別撤廃条約が、締結国にその国の慣習や、慣行、文化的行動様式を改めることを求めるのは内政干渉であり、全条約が要求する男女雇用平等法は、専業主婦の意気を沮喪させ、日本の文化の生態系を破壊する、と主張した。

それに対し、八月号では、上智大教授の花見忠氏、弁護士佐藤欣子氏が反論している。花見氏は、「（雇用平等法）反対論者へ、法の常識、教えます」と題して、「国際条約が、締結国の文化に介入することは、法的

に可能なことで、ILO条約など労使関係の条約では、むしろ常識となっている。人類に普遍的な理想に反する伝統や文化は、守るべき醇風美俗とは言えない。長谷川氏の性別役割擁護論は、男性支配の論理に共通するもので、目新しいものではない。主婦の意気沮喪も、家庭の崩壊も、産業化の帰結である。反対論者は、産業化の進行に抗う時代錯誤と、産業の効率を重視する論点を併せもっており、著しい矛盾がある」と批判する。

佐藤氏は「女が職業をもっても日本文化は破壊されない」と題して、「幸福な主婦像」は現代ではその基盤を失った。今や女性は、男女の役割分担に合理的根拠を見出せなくなっている」と長谷川氏の性別分業論を否定し、更に「均等法は、いわゆる平等法と比べて、あまりに日本的な家父長型啓蒙主義に貫ぬかれており、これこそ、日本の主婦文化の破壊のシンボルである」と言い切っている。

長谷川氏は、これらを受けて十月号で「男女雇用平等法を考え抜けば」と切り返す。

「均等法ができれば、高所得層の共稼ぎ家庭が増え、世帯間の所得格差が増大する。また女性の就労の増加により、労働需給のバランスが失われる。こうした社会全体のマイナスを考えずに、女の利益のために」とこの法案を通そうとするのは女性が未成熟だから

だ。幸福な主婦像は破壊をきたしている、と言うが、専業主婦は具体的に困ったことがあるわけではない。世の中の風潮にふりまわされて、自信を失い悩んでいるだけだ。近代西欧文化の中では、人と人の関係も男と女の関係も、支配・被支配の構造になるが、非西欧文化の中では、中国の陰陽の相関、のような考え方があつた。このようなものを見方を学ぶべきだ、と言う人もいる。（物理学者、フリッチョ・カブラ）西欧型とちがう文化をもったわれわれが、彼らと同じような文化をするのはナンセンスだ。」というのである。

続いて11月号で女性学研究者の富士谷あつ子氏は「固定的性別分業こそ文化の生態系を破壊する」と題して、「主婦の仕事の評価することには同感だが、①日本文化の固有性の誤認②生態学への専門的知識の欠如③婦人差別撤廃条約の意義および日本人の法意識への不備の三つの欠陥がある」と長谷川氏の意見を批判している。以後、長谷川氏からの再反論が予定されているのだろうか。

★ナイロビのNGOフォーラムに参加しましたか？ 帰りにヨーロッパの運動家を訪問する計画もあります。問い合わせは中嶋里美さん（〇四二九・四二・七五六〇）へ。

会員からのおしらせ

男女共修授業実践の雑誌、
月刊「家庭科研究」創刊—

男女共修は、文部省でも実現への第一歩をふみ出そうとしている時、タイムリーな発刊となりました。

全国店頭販売ですので、多くの家庭科教育の関係者に利用されることを願っています。男女共修で、何を、どう教えたらよいのか全国各地での二十年間の実践の経過をたどって生れた本誌です。男女共修のための専門誌であり、きつと貴重な手引となるでしょう。

家庭科教育研究者連盟—編
あゆみ出版—刊 一部五〇〇円
本橋 靖子

家庭科の男女共修に
スライド正しく知ろうシリーズ
「妊娠・出産」を—

これは二人の職業をもつ女性の妊娠と出産

夫や子供の協力と参加をそれぞれ一年間にわたって綴った感動のドキュメント。家庭科の男女共修にぴったりの教材です。

二組の夫婦のうちの一組（英語教師）を追った写真絵本「ぼくのいもうとがうまれた」は、山口大学教育学部でテキストとして使われ、男子学生も「出産の瞬間の父親の泣き顔、長男の笑顔、どれも本物だった」と感想を寄せています。スライドと絵本を併用しての授業で、生徒の学習意欲をかためて下さい。

スライド・正しく知ろうシリーズ

「妊娠・出産—生命の誕生—」
40コマ 20分 二五〇〇円
写真絵本「ぼくのいもうとがうまれた」
一一〇〇円

〒158 世田谷区上用賀四ノ二二ノ一三
アーニ出版 ☎425・3246

北沢 杏子

We公開ゼミナールを開きます

「教える・教えられる関係を問う」をテーマに、'85年We春季公開ゼミナールを開きます。

内容 ●授業もどき「観音様の鳩—条件と例外」先生、長谷川孝（生徒、役員集中）

●話そうよ、皆で

日時 ●三月三十日（出）一時半～五時

場所 ●日本教育会館（保育も考えてます）

連絡先 ●ウイ書房（調布市西つじヶ丘2—

25—14 ☎03・326・1380）

会費 ●おとな八〇〇円 中高生半額

馬場 洋子

臨教審へ意見を！

前にお知らせしましたように、世話人会では、臨時教育審議会岡本道雄会長に対して、「男女平等教育を重視すること」「生活教育を重視すること」「家庭科を男女共修にすること」を要望しましたが、岡本会長から「貴重な御意見をお寄せいただき、誠にありがとうございます」という礼状が届きました。礼状には「今後とも幅広く皆様の御意見を参考にしながら、教育の問題を考えて参りたいと存じます」とも書かれていましたし、総理府では新聞広告も出して意見を求めています。皆様もぜひご意見を！ ★封書、はがきなど書面です。★期限なし。★宛先〒100 東京都千代田区永田町一—六一—臨時教育審議会事務局